

1. 経緯

4/10厚労省保健局国民健康保険課による全国説明会

「納付金システムの瑕疵により、令和8年度前期高齢者交付金額が誤って算定されており、都道府県の財政状況によっては令和8年度に資金不足が生じるおそれがある。」

* 令和5年の法改正により毎年度の給付費水準がばらつくことによる変動を縮小するため、前期高齢者交付金の算定に用いる調整対象給付費額の算定方法が「単年」から「3か年平均」に変更となり、令和6年度概算前期高齢者交付金及び令和6年度確定前期高齢者交付金の算定からそれぞれ適用されることとなっていたが、システム上3か年平均で推計する改修が行われなかったままとなっていた。

2. 本県における影響額

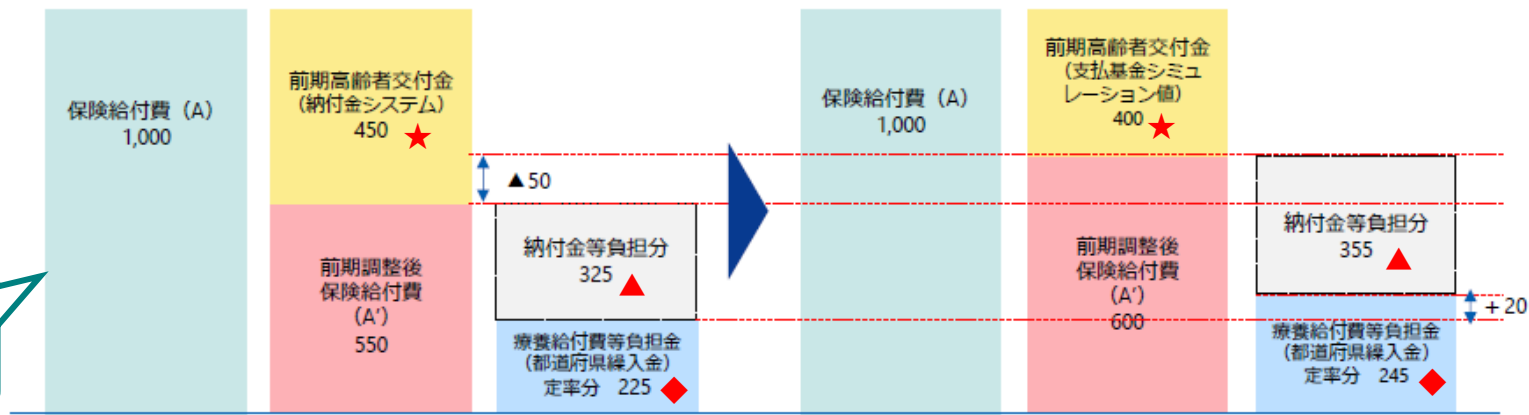
×: 本算定で使用した前期高齢者交付金額 (納付金システムから出力)	177,180,507,274円
○: 実際の前期高齢者交付金額 (令和8年4月9日支払基金通知額)	171,969,569,836円
差額(歳入不足額)	▲5,210,937,438円 (*)

* 約4割は療養給付費等負担金等が連動して増加されることとなるため、不足が生じるのは6割相当の約31億円が見込まれる。

【不足額の計算方法（イメージ）】

- ★: 今般の事象により前期高齢者交付金が50億円減少
- ◆: 前期高齢者交付金の減少に伴い療給負担金が増加して20億円増加
- ▲: 納付金等負担分の不足額は50億円-20億円=30億円となる

▶ 前期高齢者交付金額が減額となることで前期調整後保険給付費(A')が増加し、定率部分である療養給付費等負担金(・都道府県繰入金)及び納付金等負担分が増加する。



3. 今後の対応

(1) 県国保特会への影響

- 前期高齢者交付金の減少により、**県国保特会における歳入が約31億円不足**する可能性がある。
- 歳入不足が生じた場合は、**財政安定化基金(本体分)**を取り崩して対応することを基本としたい。
- 取崩しを要する場合、取崩額に対する財政措置について国と調整を行うことを検討する。
- 今年度における保険給付費等の実績によっては歳入不足が生じない可能性もあるため、年度を通じて決算見込み等の財政状況の把握を継続していくこととしたい。

(2) 市町村への影響

- 前期高齢者交付金の不足による、**今年度の市町村国保特会への直接的な影響はない。**(納付金の追加徴収は行わない。)
 - ただし、財政安定化基金を取り崩した場合、償還に伴い翌々年度以降(R10~12年度)の納付金額が増加し標準保険税率が上昇する可能性がある。
- ※今年度に約31億円の基金取崩を行った場合、R10~R12年度の一人当たり保険税必要額が毎年度約900~1,000円程度上乗せされることが見込まれる。
- なお、仮に上乗せが生じても、これは本来であればR8年度に賦課されるべきものであり、被保険者の新たな負担が生じるものではないという点を御承知おきいただきたい。